答弁第二四二号

内閣衆質一九八第二四二号

令和元年六月二十八日

内閣総理大臣 安 倍 晋  $\equiv$ 

衆 議 院 議長 大 島 理 森 殿

衆議院議員源馬謙太郎君提出ヒト幹細胞上清液に関する質問に対し、 別紙答弁書を送付する。

衆議院議員源馬謙太郎君提出ヒト幹細胞上清液に関する質問に対する答弁書

一及び二について

液を特定成分が濃縮された錠剤やカプセル形態の製品に配合」されたものが、 は、再生医療等の安全性の確保等に関する法律 答えすることは困難であるが、一般に、人等の細胞に培養その他の加工を施したものを用いない医療技術 剤やカプセル形態の製品」、 品に該当する場合、 有効性及び安全性の確保等に関する法律 再生医療等技術に該当するものではなく、また、 お尋ねの 「細胞が含まれていない」、 その製造販売をしようとする者は、医薬品の製造販売についての厚生労働大臣の承認 「配合する」及び「合致している」の意味するところが明らかではなく、 (昭和三十五年法律第百四十五号) 「幹細胞上清液」、 (平成二十五年法律第八十五号)第二条第二項に規定する 仮に御指摘の 「対象になる」、 「細胞が含まれていないヒトの幹細胞上清 第二条第一項に規定する医薬 医薬品、 「特定成分が濃縮された錠 医療機器等の 品 お

を受ける等の同法の規定に従う必要がある。